

誓約書

1. 給水装置工事に伴い、第三者に損害を与えたり苦情等があった場合は、すべて申込者において処理し、磯城郡水道企業団に対して一切の迷惑をかけません。
2. 給水装置に改造、増設、撤去が必要な場合は、改めて給水装置工事の申込みを行います。
3. 配水管の改良・移設・統合・漏水修理・その他の理由によって、給水装置の引込替え等が必要になる場合は、企業団等が当該工事を施行することについて承諾します。
4. 磯城郡水道企業団給水条例を契約の内容とすることに合意し、給水分担金、メーター代及び手数料についても、同条例第6条、第18条及び第33条の規定に基づき、納入します。

年 月 日

申込者 住所
氏名 印

利害関係人同意書(土地掘削占用)

給水及び給水装置工事申込書に基づき申込者が行う給水装置工事について、私所有の磯城郡番地に、給水装置を設置することに同意しました。
今後、給水装置工事に関する一切の問題は、当方間で責任をもって解決します。また、磯城郡水道企業団が施行する工事(分岐、改良、修繕工事に起因する掘削等)につきましても同意します。なお、譲渡等により当該土地の所有権を移転する場合は、この同意内容を含め継承します。

年 月 日

所有者 住所
土地 占有者 氏名 印

利害関係人同意書(支管分岐)

給水及び給水装置工事申込書に基づき申込者が行う給水装置工事について、私所有の給水管から分岐して給水装置を設置することに同意しました。
今後給水装置に関する一切の問題は、当方間で責任をもって処理します。

年 月 日

管所有者 住所
氏名 印

注意事項

- ・後日、利害関係人その他の者から異議が生じても当企業団はその責任を負わない。
- ・メーター止水栓は所有者の保管とする。なお、メーター止水栓の亡失または検針不能になるような改築等を行う場合、メーター止水栓の移設替工事の費用は、所有者が負担するものとする。
- ・メーターの位置は官民境界より1m以内とし、原則メーターの移動は認めない。また、メーターボックス付近には障害物(塀・垣根等)を設置しないものとする。設置した場合は維持管理ができなくなるほか、修理等の際に被害(ひび割れ等)が生じても当企業団は、その責任を負わない。また、メーターボックス周りに土間コンクリート(化粧ブロック)等を施した場合による維持管理の復旧に際しても、モルタル(コンクリート)による復旧を原則とし、同材質・同色による復旧工事はできない。

関連事項

掘削手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
道路種別	<input type="checkbox"/> 国道()線 <input type="checkbox"/> 県道()線 <input type="checkbox"/> 市町村道()線 <input type="checkbox"/> 里道 <input type="checkbox"/> 行政財産道() <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他()	
道路形態	<input type="checkbox"/> AS舗装 <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 砂利 <input type="checkbox"/> 未舗装 <input type="checkbox"/> その他()	
道路復旧方法	<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事業業者施行 <input type="checkbox"/> 随伴工事施行 <input type="checkbox"/> その他()	
配水管申請	<input type="checkbox"/> 有 NO.() <input type="checkbox"/> 無	占用許可番号
開発事業	<input type="checkbox"/> 有 NO.() <input type="checkbox"/> 無	

工事用水概算金額 : 円

期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

前受金算出 : 円 × m³ × 箇月

備考